

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名: 最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 8. 30	株鴻池組 大阪市北区梅田3-4-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,045,528	5,985,000	98%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③口	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営機械設備(衛生)工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 9. 12	菱機工業㈱ 金沢市御影町10-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,040,500	9,030,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③口	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営電気設備(電力)工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 9. 13	栗原工業㈱ 大阪市北区角田町1-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,675,500	7,591,500	98%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③口	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営機械設備(空調)工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 9. 14	三建設備工業㈱ 東京都中央区日本橋 蛸殻町1-35-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	17,272,500	17,220,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪高地簡裁庁舎増築等実施設計その3業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 9. 20	榊山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、建設工事の設計変更に伴い、設計変更図書及び申請図書作成を行うものである。当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している榊山下設計のみで行うことができないため。	3,092,400	3,045,000	98%	-	本件業務は、業務変更であり原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊山下設計しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ (ロ) 記1. (2)①ニ (ハ)	
新判例体系公法編(573号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 7. 19	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	3,025,715	3,025,715	100%	-	当該物品は、加除式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ (二)	
会員名簿(日本弁護士連合会発行平成24年度版)	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24. 8. 6	日本弁護士連合会 東京都千代田区霞が 関1-1-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2,424,240	2,424,240	100%	-	当該物品は、会員名簿であり、契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ (二)	
前橋地家裁高崎支部庁舎耐震改修等工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24. 7. 24	(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 群馬県渋川市北橋町 下箱田784-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、埋蔵文化財の発掘調査を行う範囲を変更することに伴い原契約を変更するものであり、原契約の相手方しか本契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	5,127,150	5,127,150	100%	-	埋蔵文化財の発掘調査業務については、文化財保護法及び同法施行令により、地方公共団体が施行し、その所管は教育委員会であるところ、本業務については、(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団しか契約の相手方となり得ない。	記1. (2)①イ (二)	
下妻合築宿舍(仮称)新営工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24. 9. 28	佐田建設(株) 前橋市元総社町1-1-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,783,500	10,710,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
広島地家裁尾道支部庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下実 広島市中区上八丁堀2-43	H24. 8. 2	錦建設㈱ 広島市中区国泰寺町 2-5-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,526,000	8,400,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
広島高等地方簡易裁判所合同庁舎で使用する冷暖房用ガスの供給	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下実 広島市中区上八丁堀2-43	H24. 9. 26	広島ガス㈱ 広島市南区皆実町2- 7-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 広島ガス㈱は、広島市中区を供給区域として認可を受けた一般ガス事業者であり、他に当庁に供給できる業者はないため。	-	9,977,028	-	-	本件契約の相手方は、広島市中区を供給区域として認可を受けた一般ガス事業者である広島ガス㈱に限られるため。	記1.(2)①ニ (ロ)	単価契約